

安全保障理事会決議 1900 (2009)

2009年12月16日、安全保障理事会第6242回会合にて採択

安全保障理事会は、

2009年9月29日付旧ユーゴスラビア国際裁判所（国際裁判所）所長からの書簡を添付した、2009年10月28日付事務総長からの安保理議長宛書簡（S/2009/570）を留意し、

1993年5月13日の決議827（1993）、2005年1月18日の決議1581（2005）、2005年4月20日の決議1597（2005）、2005年7月26日の決議1613（2005）、2005年9月30日の決議1629（2005）、2006年2月28日の決議1660（2006）、2006年4月10日の決議1668（2006）、2008年2月20日の決議1800（2008）、2008年9月28日の決議1837（2008）、2008年12月12日の決議1849および2009年7月7日の決議1877（2009）を想起し、

とりわけ、2004年末までに捜査を完了するために全ての可能な措置を取ること、2008年末までに第一審の全ての公判活動を完了すること、また全ての作業を2010年に完了することを安全保障理事会が国際裁判所に対して求めた、2003年8月28日の決議1503（2003）および2004年3月26日の決議1534（2004）を想起し、

裁判所が2010年に全ての作業を完了する状況にないとの完了戦略報告書（S/2009/589）における国際裁判所による評価を留意し、

安保理決議1877（2009）において、安全保障理事会が、常任裁判官および臨時裁判官の職務期間を2010年12月31日まで、あるいは彼らに割り当てられた事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長したことを想起し、および上訴裁判部の構成員である、国際裁判所の常任裁判官の職務期間の延長を、完了戦略の実施における国際裁判所の進捗状況に照らして、2009年12月31日までに再検討することを決定し、

国際裁判所規程の第12条第1項に規定されているように、国際裁判所で任務を遂行する臨時裁判官の総数が暫定的に最大12名を超えることを認める妥当性を確信し、

国際裁判所がその作業を迅速に完了するために全ての可能な措置を取ることを促し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 2010年6月30日までに、裁判所の予定された公判の予定に基づいて国際裁判所の全ての第一審の裁判官の職務期間および全ての上訴裁判官の職務期間を、2012年12月31日まで、あるいは彼らに割り当てられた事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長する安保理の意図を強調し、また国際裁判所所長に対して、職務期間の延長あるいは上訴裁判部への再配置が求められる裁判官の情報を含み、更新された第一審および上訴審の予定を安保理に提出することを要請する。
2. 2009年12月31日までの職務期間の終了に関わらず、**Kimberley Prost**（カナダ）および **Ole Bjørn Støle**（ノルウェイ）判事たちが、彼らの職務期間の終了前に開始した **Popović** 事件を完了することを決定し、また同事件を2010年3月末までに完了する国際裁判所の意図を留意する。
3. この点に関して、2010年3月31日までに最大12名に戻すことを条件に、国際裁判所で任務を遂行する臨時裁判官の総数が、国際裁判所規程第12条第1項に定められている最大12名を超えて随時暫定的に最大13名となることを決定する。
4. 国際裁判所規程第13条の3第2項に規定されている任務の累積期間を超えて、**Prost** および **Støle** 臨時判事が、国際裁判所で任務を遂行することを認めることを決定する。
5. この問題に引き続き取り組むことを決定する。